

県土整備部発注工事における「週休 2 日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する土木工事（港湾・空港工事を除く。）において、週休 2 日確保工事の経費補正や協議の方法等に関する必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

（1）週休 2 日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。

（4）4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

（5）4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

（6）4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25%未満の場合

（7）発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

（8）受注者希望型

受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式であり、週休2日の確保に取り組む場合には、工事着手前に発注者と協議すること。

5 協議及び報告の方法

発注者指定型及び週休2日の確保に取り組む受注者希望型の受注者は、発注者に対して次のとおり協議及び報告を行うこと。

(1) 施工計画書による協議

受注者は、工事着手日までに週休2日の確保を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について協議する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。

(2) 現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は、毎月提出する履行報告書を活用するなどにより、現場閉所日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（別添）により現場閉所日の実績を報告すること。

6 工事成績評定における評価と証明書の発行

発注者は、工事の完成時に工事打合簿（別添）の内容を確認し、週休2日（4週8休（28.5%）以上）の確保を確認した場合には、工事成績評定における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。

なお、週休2日の確保を確認できない場合には、工事成績評定における評価や週休2日実施証明書の発行は行わない。

7 その他

- (1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- (3) 受注者は、現場閉所率の達成状況に応じた工事費の経費補正等を下請負契約にも反映させるものとする。
- (4) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (5) 土木工事市場単価補正係数 国土交通省 働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001388296.pdf>
- (6) 下水道工事市場単価補正係数 国土交通省 下水道用設計標準歩掛表
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html

8 附則

この要領は、平成30年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和2年8月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

